

官報 号外

平成十四年一月二十九日

○第百五十四回 衆議院會議録 第三号

平成十四年一月二十九日(火曜日)

議事日程 第三号

平成十四年一月二十九日

午後一時開議

第一 平成十三年度一般会計補正予算(第2号)

第二 平成十三年度特別会計補正予算(特第2号)

第三 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
日程第一 平成十三年度一般会計補正予算(第2号)
日程第二 平成十三年度特別会計補正予算(特第2号)
日程第三 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後十一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 平成十三年度一般会計補正予算(第2号)

日程第二 平成十三年度特別会計補正予算(特第2号)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、平成十三年度一般会計補正予算(第2号)、日程第二、平成十三年度特別会計補正予算(特第2号)、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長津島雄二君。

平成十三年度一般会計補正予算(第2号)及び同報告書
平成十三年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○津島雄二君登壇
ただいま議題となりました平成十三年度一般会計補正予算(第2号)外一案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算二案は、去る一月二十一日日本委員会に付託され、一月二十三日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日から質疑に入り、昨二十八日質疑を終局し、採決を行ったものであります。

まず、補正予算二案の概要について申し上げます。

この補正予算二案は、昨年十二月十四日に決定された緊急対応プログラムを実施するため、改革推進公共投資特別措置を講じようとするものであります。

一般会計予算については、歳出において、産業投資特別会計へ繰り入れ並びに改革推進公共投資特別措置の追加を行うこととしております。

また、歳入において、国債整理基金特別会計から日本電信電話株式会社の株式売払収入による国債整理基金の資金の一部を受け入れるなど、雑収入の増収を見込むこととしております。

この結果、補正後の平成十三年度一般会計予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも二兆六千三百九十二億円増加して、八十六兆三千五百二十六億円となります。

特別会計予算に関しては、産業投資特別会計について、歳入において、一般会計から受け入れを見込み、歳出において、改革推進公共投資特別措置を計上してあります。

その他、国立学校特別会計、道路整備特別会計など十特別会計において、所要の補正を行うこととしております。

次に、予算委員会における主な質疑について申し上げます。

質疑は、緊急対応プログラムに対する評価、構造改革と景気回復の関係、狂牛病問題に関する農林水産省の責任、アフガニスタン復興支援国際会議へのNGO出席問題等、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われました。

かくて、昨二十八日質疑終局の動議を可決した後、採決の結果、平成十三年度補正予算二案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案につき討論の通告があります。これを許します。石井啓一君。

(石井啓一君登壇)

○石井啓一君 公明党の石井啓一でございます。私は、自由民主党、公明党、保守党を代表いたしまして、ただいま議題となっております平成十三年度第二次補正予算案に対し、賛成の討論を行います。(拍手)

まず冒頭申し上げたいことは、現下の厳しい経済情勢の中、一日も早い成立が望まれますこの補正予算の採決に際し、野党各派が欠席をされていること、大変残念な事態であることを申し上げたいと存じます。(拍手)

さて、昨年四月に発足した小泉改革断行内閣のもと、我が国経済の潜在的な成長力を高めるための構造改革が進められております。昨年九月には、構造改革の道筋を示した改革工程表が取りまとめられ、続いて十月には、構造改革を進めていく上で先行して決定、実施すべき施策を盛り込んだ改革先行プログラムが策定されたとともに、これを実施するための第一次補正予算が編成されたところであります。

その後、米国における同時多発テロの発生を契機に世界経済が同時不況に陥るリスクが高まる中、我が国の景気は、生産、設備投資が減少し、個人消費が弱含むなど、一段と悪化しており、デフレが進行しております。

こうした経済環境の急激な変化に対応し、構造改革をより一層推進しつつ、我が国経済がいわゆるデフレスパイラルに陥ることを回避するため、去る十二月、緊急に対応すべき施策から成る緊急対応プログラムが策定されたところであります。

平成十四年一月二十九日 衆議院會議録第三号

平成十四年一月二十九日 衆議院會議録第三号

平成十三年度一般会計補正予算(第2号)外一案

平成十四年一月二十九日 衆議院會議録第三号

平成十三年度一般会計補正予算(第2号)外一案
進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促

二

今回の補正予算は、本プログラムに盛り込まれた施策を実施するために必要不可欠なものであります。また、今後審議される平成十四年度当初予算と一体のものとして、切れ目のない経済運営を行っていくためにも、速やかな成立及び執行を図ることが重要であります。(拍手)

以下、賛成する主な理由を申し述べます。

その第一は、本補正予算が、構造改革に資する重点分野に注力して社会資本の整備を行うとした点であります。

緊急対応プログラムでは、構造改革の加速に資し、かつ、高い経済活性化効果が期待できる事業を推進することを目的とし、民間投資の創出、就業機会の増大に資し、事業の早期執行が可能で経済への即効性が高く、緊急に実施の必要のある事業が取り上げられております。これらの事業は、都市機能の一層の高度化、国際化、環境に配慮した活力ある地域社会の実現、科学技術、教育、ITの推進による成長フロンティアの拡大、少子高齢化への対応という四つの政策課題のもとに整理がなされ、今回の補正予算では、この措置に必要な国費として二兆五千億円が計上され、事業規模で四兆一千億円に上る対策を講じております。

具体的には、渋滞対策など都市の生活環境向上、都市の治安対策の強化等のために約六千三百億円、地方の自主性を生かした町づくり推進や廃棄物処理施設、リサイクル施設の整備、自然共生型公共事業の推進等のために約六千六百億円、世界最先端の研究施設の整備、学校の情報化の推進等のために約八千七百億円、さらに、ゴールドプラン21に沿った介護サービスの提供促進や保育所待機児童ゼロ作戦の推進等のために約三千四百億円が、それぞれ充てられております。

賛成理由の第二は、本補正予算は、我が国経済がいわゆるデフレスパイラルに陥ることを回避す

るため、四兆一千億円の事業規模を確保した点であります。

緊急対応プログラムの経済効果についての試算では、今後一年間のGDPへの効果は、名目で一・二％程度、実質で〇・九％程度の増が見込まれておりますが、これは現下の厳しい景気情勢に十分配慮したものであると考えます。

賛成理由の第三は、国債発行三十兆円以下の方針のもと、政府の保有資金を最大限活用し、国債の安易な追加的発行によることなく補正予算の財源を確保する点であります。

厳しい財政事情の中で、財政規律の確保に配慮したものとされており、今般の措置により、国債の追加発行による市場等への影響を回避することができたのであります。

以上、本補正予算に賛成する理由を申し述べましたが、私は、構造改革の一層の加速や、デフレスパイラルに陥ることを回避することに重点を置いた本補正予算が我が国にとり必要不可欠なものであるとして、賛成の意を表するものであり、ぜひともその速やかな成立を期待するものであります。

また、政府においては、補正予算の成立後は、関連法案を含めた諸施策を速やかに、かつ確実に実施されるよう強く要請いたしまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第三 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長坂本剛二君。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(坂本剛二君登壇)

○坂本剛二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、先般、政府により策定された緊急対応プログラムにおいて推進することとしている事業の実施により、社会資本の整備の促進を図るため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法その他関係法律について、所要の改正を行うものであります。

具体的には、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用した国の無利子貸付制度につき、次のとおり、見直しを行うことにしております。

第一に、いわゆるAタイプの無利子貸し付けについて、所要の貸付対象の追加を行うこととしております。

第二に、いわゆるBタイプの無利子貸し付けについて、対象事業を民間投資の拡大または地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備する事業であって、緊急に実施する必要があるものに改めるとともに、国が実施する公共的建設事業も対象に追加することとしております。

第三に、いわゆるCタイプの無利子貸し付けについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業を貸付対象に追加することとしております。

本案は、去る一月二十四日当委員会に付託され、翌二十五日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、同日より質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後十一時十七分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 小泉純一郎君
総務大臣 片山虎之助君
法務大臣 森山 眞弓君
外務大臣 田中眞紀子君
財務大臣 塩川正一郎君
文部科学大臣 遠山 敦子君
厚生労働大臣 坂口 力君
農林水産大臣 武部 勤君
経済産業大臣 平沼 赳夫君
国土交通大臣 扇 千景君
環境大臣 川口 順子君
国務大臣 石原 伸晃君
国務大臣 尾身 幸次君
国務大臣 竹中 平蔵君
国務大臣 中谷 元君
国務大臣 福田 康夫君
国務大臣 村井 仁君
国務大臣 柳澤 伯夫君

○議長の報告

(応召議員)

一、去る二十四日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

山梨県第三区

一、今二十九日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

兵庫県第三区

(議員死去)

一、和歌山県第二区選出議員岸本光造君は、去る二十三日死去された。

(理事補欠選任)

一、去る二十二日、予算委員会において、次のと

平成十四年一月二十九日 衆議院会議録第三号

議長

おり理事を補欠選任した。

理事 井上 義久君(理事谷口隆義君去る八日委員辞任につきその補欠)

理事 伊藤 公介君(理事坂井隆憲君去る十八日委員辞任につきその補欠)

理事 木村 義雄君(理事自見庄三郎君去る十八日委員辞任につきその補欠)

理事 藤井 孝男君(理事久間章生君去る十八日委員辞任につきその補欠)

理事 枝野 幸男君(理事仙谷由人君去る十八日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十五日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 山本 幸三君(理事奥山茂彦君去る八日委員辞任につきその補欠)

理事 中野 清君(理事佐藤剛男君去る十八日委員辞任につきその補欠)

理事 山口 俊一君(理事伊藤公介君去る十八日委員辞任につきその補欠)

理事 中塚 一宏君(理事鈴木淑夫君去る十八日委員辞任につきその補欠)

理事 古川 元久君(理事中川正春君去る二十五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

西野あきら君

望月 義夫君

厚生労働委員

辞任

補欠

井上 喜一君

野田 毅君

経済産業委員

辞任

補欠

中山 成彬君

細田 博之君

国家基本政策委員

辞任 中川 秀直君

補欠 宮下 創平君

予算委員 野田 佳彦君

補欠 鈴木 康夫君

辞任 山口 富男君

補欠 矢島 恒夫君

鈴木 康夫君

山口 富男君

矢島 恒夫君

山口 成彬君

宮下 創平君

中山 成彬君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

補欠

原田 義昭君

自見庄三郎君

農林水産委員

辞任

補欠

岸本 光造君

原田 義昭君

経済産業委員

辞任

補欠

細田 博之君

中山 成彬君

予算委員

辞任

補欠

三塚 博君

生方 幸夫君

赤松 広隆君

矢島 恒夫君

山口 富男君

三塚 博君

生方 幸夫君

赤松 広隆君

矢島 恒夫君

山口 富男君

中山 成彬君

細田 博之君

決算行政監視委員

辞任

補欠

自見庄三郎君

岸本 光造君

中川 正春君 長浜 博行君
小西 理君 渡辺 喜美君
吉野 正芳君 山本 明彦君
渡辺 博道君 竹本 直一君
長浜 博行君 中川 正春君

予算委員

補欠

赤松 広隆君 山花 郁夫君
岩國 哲人君 江崎洋一郎君
河村たかし君 中村 哲治君
中沢 健次君 三井 辨雄君
赤松 正雄君 漆原 良夫君
山口 富男君 矢島 恒夫君
辻元 清美君 阿部 知子君
三井 辨雄君 永田 寿康君
漆原 良夫君 白保 台一君
矢島 恒夫君 小沢 和秋君
江崎洋一郎君 岩國 哲人君
中村 哲治君 河村たかし君
永田 寿康君 中沢 健次君
山花 郁夫君 赤松 広隆君
白保 台一君 赤松 正雄君
小沢 和秋君 山口 富男君
阿部 知子君 辻元 清美君

辞任

補欠

七条 明君 林 幹雄君
林田 彪君 森岡 正宏君
阿部 知子君 原 陽子君
林 幹雄君 七条 明君
森岡 正宏君 林田 彪君
原 陽子君 阿部 知子君
陽子君

一、昨二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
財務金融委員

予算委員

辞任

補欠

奥野 誠亮君 森岡 正宏君
亀井 善之君 金子 恭之君
小坂 憲次君 西川 公也君
持永 和見君 上川 陽子君
赤松 広隆君 牧野 聖修君
河村たかし君 石毛 鏐子君
山口 富男君 小沢 和秋君
石毛 鏐子君 牧 義夫君
牧 義夫君 山内 功君
山内 功君 永田 寿康君
永田 寿康君 較島 宗明君
較島 宗明君 松原 仁君
松原 仁君 前田 雄吉君
金子 恭之君 龜井 善之君
上川 陽子君 持永 和見君
西川 公也君 小坂 憲次君
森岡 正宏君 奥野 誠亮君
前田 雄吉君 河村たかし君
牧野 聖修君 赤松 広隆君
小沢 和秋君 山口 富男君

(常任委員死去)

一、去る二十三日、決算行政監視委員岸本光造君は死去された。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

井上 喜一君 西川太一郎君
(憲法調査会委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法調査会委員

辞任

補欠

野田 毅君 井上 喜一君
一、去る二十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法調査会委員

辞任

補欠

(議案提出)

一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
平成十四年度一般会計予算
平成十四年度特別会計予算
平成十四年度政府関係機関予算
平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

(議案付託)

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法律案の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

(調査要求承認)

一、財務金融委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十五日これを承認した。
平成十四年度政府関係機関予算
以上三件 予算委員会 付託

国政調査承認要求書

一、調査する事項

二、財政に関する事項

三、税制に関する事項

四、関税に関する事項

五、外国為替に関する事項

六、たばこ事業及び塩事業に関する事項

七、印刷事業に関する事項

八、造幣事業に関する事項

九、金融に関する事項

十、証券取引に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成十四年一月二十五日

財務金融委員長 坂本 剛二

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(質問書提出)

一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公衆浴場等におけるレジオネラ症発生の防止対策等に関する質問主意書(金田誠一君提出)

平成十三年度一般会計補正予算(第2号)

右

国会に提出する。

平成十四年一月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成13年度一般会計補正予算(第2号)
予 算 総 則 補 正

第1条 既定の平成13年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区 分	平成13年度成立予算額(千円)	補 正 額			改平成13年度予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳 入	83,713,332,274	2,639,222,200	0	2,639,222,200	86,352,554,474
歳 出	83,713,332,274	2,639,222,200	0	2,639,222,200	86,352,554,474

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」及び「繰越明許費補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第4条 平成13年度一般会計予算総則第13条の予算の移替えの表中、所管内閣府、組織内閣本府に係る項の「沖縄開発事業費」の次に「、改革推進公共投資沖縄開発事業費」を加え、所管国土交通省、組織国土交通本省に係る項の「北海道水産基盤整備費」の次に「、改革推進公共投資北海道水産基盤整備費」を加える。

甲号 歳入歳出予算補正

歳 入

主 管	部	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
財 務 省	雑 収 入	諸 収 入	特別会計受入金	2,632,619,600	0	2,632,619,600
				2,632,619,600	0	2,632,619,600
				2,632,619,600	0	2,632,619,600
				533,000	0	533,000
農 林 水 産 省	雑 収 入	諸 収 入	公共事業費負担金	533,000	0	533,000
				533,000	0	533,000
				6,069,600	0	6,069,600
国 土 交 通 省	雑 収 入	諸 収 入	公共事業費負担金	6,069,600	0	6,069,600
				6,069,600	0	6,069,600
歳 入 補 正 額 総 計				2,639,222,200	0	2,639,222,200

所 管		組	織	項	補 正			
					追 加	修 正 減 少	差 引	
国 会	衆 議 院	衆 議 院	改革推進公共投資衆議院施設費	650,000	0	650,000		
				改革推進公共投資参議院施設費	450,073	0	450,073	
				改革推進公共投資国立国会図書館施設費	1,899,884	0	1,899,884	
				国 会 所 管 補 正 額 合 計	2,999,957	0	2,999,957	
				改革推進公共投資裁判所施設費	3,452,000	0	3,452,000	
				改革推進公共投資内閣本府施設費	695,794	0	695,794	
				改革推進公共投資総理大臣官邸施設費	1,203,036	0	1,203,036	
				改革推進公共投資沖縄開発事業費	755,000	0	755,000	
				計	2,653,830	0	2,653,830	
				警 察 庁	313,039	0	313,039	
裁 判 所 内 閣 府	裁 判 所 内 閣 府	内 閣 本 府	改革推進公共投資船舶建造費	3,846,698	0	3,846,698		
				改革推進公共投資警察庁施設費	4,159,737	0	4,159,737	
				計	6,813,567	0	6,813,567	
				内 閣 府 所 管 補 正 額 合 計	18,026,000	0	18,026,000	
				法 務 省 本 省 施設費	2,299,898	0	2,299,898	
				改革推進公共投資外務本省施設費	2,500,029,624	0	2,500,029,624	
				産 業 投 資 特 別 会 計 へ 繰 入	10,956,309	0	10,956,309	
				改革推進公共投資公務員宿舍施設費	2,510,985,933	0	2,510,985,933	
				計	1,751,824	0	1,751,824	
				文 部 科 学 省	文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	改 革 推 進 公 共 投 資 文 部 科 学 本 省 施 設 費	

[illegible]

環境省	国土技術政策総合研究所		改革推進公共投資国土技術政策総合研究所施設費	199,815	0	199,815	改革推進公共投資参議院施設費
	国土地理院		改革推進公共投資国土地理院施設費	3,397,185	0	3,397,185	
	北海道開発局		改革推進公共投資北海道治水海岸事業工事諸費	3,159	0	3,159	
			改革推進公共投資北海道道路事業工事諸費	8,487	0	8,487	
			改革推進公共投資北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	3,442	0	3,442	
	計			15,088	0	15,088	
	気象庁		改革推進公共投資気象官署施設費	1,647,365	0	1,647,365	
	海上保安庁		改革推進公共投資海上保安官署施設費	2,591,255	0	2,591,255	
			改革推進公共投資船舶建造費	5,008,380	0	5,008,380	
			改革推進公共投資航路標識整備事業費	3,170,231	0	3,170,231	
			改革推進公共投資航路標識整備事業工事諸費	5,769	0	5,769	
	計			10,775,635	0	10,775,635	
	国土交通省		国土交通省所管補正額合計	62,880,127	0	62,880,127	
	環境省		改革推進公共投資環境保全施設整備費	599,998	0	599,998	
			改革推進公共投資自然公園等事業費	1,546,000	0	1,546,000	
計				2,145,998	0	2,145,998	
歳出補正額合計				2,639,222,200	0	2,639,222,200	

丙号 繰越明許費補正

所管	組	織	事項	所管	組	織	事項
国	衆議院		(項) 改革推進公共投資衆議院施設費		参議院		(項) 改革推進公共投資参議院施設費

[illegible]

平成十三年度一般会計補正予算(第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、平成十三年十二月十四日に決定した「緊急対応プログラム」を実施するために、歳出面において、産業投資特別会計への繰入れ及び「改革推進公共投資」特別措置(一般会計施行分)に必要な経費の追加を行う一方、歳入面においては、日本電信電話株式会社の株式売却収入による国債整理基金の資金の一部に相当する国債整理基金特別会計受入金等を見込むなど所要の補正措置を講ずるものである。

本補正の結果、平成十三年度一般会計予算は歳入歳出とも次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

成立予算	八三、七二三、三三三百万円
補正第2号	
追加	二、六三九、二二二百万円
修正減少	一
差引	二、六三九、二二二百万円
計	八六、三五二、五五四百万円
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)	
歳入	
1 雑収入	二、六三九、二二二百万円
(1) 国債整理基金特別会計受入金	二、五〇〇、〇三〇百万円
(2) 改革推進公共投資産業投資特別会計受入金	一三三、五九〇百万円
(3) 公共事業費負担金	六、六〇二百万円
計	二、六三九、二二二百万円

歳出

1 産業投資特別会計へ繰入	二、五〇〇、〇三〇百万円
2 「改革推進公共投資」特別措置(一般会計施行分)	一三九、一九二百万円
(1) 都市機能高度化等対策費	四四、七二〇百万円
(2) 環境配慮型地域社会実現対策費	二八、一七九百万円
(3) 科学技術等対策費	五三、〇六一百万円
(4) 少子高齢化対策費	一三、一三三百万円
計	二、六三九、二二二百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年一月二十八日

予算委員長 津島 雄二

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十三年度特別会計補正予算(特第2号)

右

国会に提出する。

平成十四年一月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成13年度特別会計補正予算(特第2号)
予 算 総 則 補 正

第1条 次に掲げる各特別会計の平成13年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

財 務 省 所 管	国 債 整 理 基 金
文部科学省所管	国 産 業 投 資 資 金
厚生労働省所管	国 立 立 学 校 院
農林水産省所管	国 有 林 野 事 業
	国 営 土 地 改 良 事 業
	道 路 整 備 水
	治 港 湾 整 備 通
	都 市 開 発 資 金 融 通
	空 港 整 備
国土交通省所管	

第2条 各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができ経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「繰越明許費補正要求書」は、別に添附する。

第4条 平成13年度特別会計予算総則第10条の各特別会計の借入金の限度額の表中

「国営土地改良事業 14条第2項	「国営土地改良事業特別会計法」第 14条第2項	52,800,000千円
を		
「国営土地改良事業 14条第2項	「国営土地改良事業特別会計法」第 14条第2項	64,100,000千円

に改める。

第5条 平成13年度特別会計予算総則第14条第8項の産業投資特別会計への繰入れに必要な経費の支出に充てるための経費の増額の規定中「日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第2条第1項第1号」を「日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に改める。

第6条 平成13年度特別会計予算総則第15条の各特別会計の予算の移用の第1表の特別会計欄中「国立病院」を削り、第2表中

厚 生 保 険	健康、年金、児童手当	各 項
---------	------------	-----

業務	業務取扱費、福祉施設整備費、児童手当、健康増進基金、児童手当、諸支出金の各項
----	--

を

厚生保険	健康、年金、児童手当	各 項
	業務	
国立病院	病院	業務取扱費、福祉施設整備費、児童手当、健康増進基金、児童手当、諸支出金の各項
	療養所	病院経営費、看護婦等養成費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項 療養所経営費、看護婦等養成費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項

に、

「国 有 林 野 事 業	治山	各 項
--------------	----	-----

を

「国 有 林 野 事 業	治山	治山事業費、北海道治山事業費、離島治山事業費、山事業費、治山事業工事諸費の各項
--------------	----	---

に改め、第3表中

「国 立 学 校	産学連携等研究費の項を除く各項
----------	-----------------

を

「国 立 学 校	国立学校、大学附属病院、研究所、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
----------	--

に改める。

第7条 平成13年度特別会計予算総則第19条第1項の財政融資資金の長期運用予定額の表中

4 国 営 土 地 改 良 事 業 特 別 会 計	52,800,000千円
---------------------------	--------------

を

4 国 営 土 地 改 良 事 業 特 別 会 計	64,100,000千円
---------------------------	--------------

に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
財 務 省	国 債 整 理 基 金	入	他 会 計 よ り 受 入	26,598	0	26,598
		出	他 会 計 よ り 受 入 国 債 整 理 基 金 支 出 一 般 会 計 へ 繰 入 補 正 額	26,598 26,598 2,500,029,624 2,500,056,222	0 △2,500,029,624 0 △2,500,029,624	26,598 26,598 △2,500,003,026 2,500,029,624 26,598
	産 業 投 資 資 本 整 備 勘 定	入	他 会 計 よ り 受 入	2,500,029,624	0	2,500,029,624
		出	他 会 計 よ り 受 入 改革推進公共投資衆議院施設 費 改革推進公共投資参議院施設 費 改革推進公共投資国立国会図 書館施設費 改革推進公共投資裁判所施設 費 改革推進公共投資沖縄産業振 興施設整備資金貸付金 改革推進公共投資内閣本府施 設費 改革推進公共投資総理大臣官 邸施設費 改革推進公共投資沖縄公立学 校施設整備資金貸付金 改革推進公共投資警察庁船舶 建造費 改革推進公共投資警察庁施設 費	2,500,029,624 650,000 450,073 1,899,884 3,452,000 3,306,955 695,794 1,203,036 1,294,261 313,039 3,846,698	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2,500,029,624 650,000 450,073 1,899,884 3,452,000 3,306,955 695,794 1,203,036 1,294,261 313,039 3,846,698

改革推進公共投資都道府県警察施設整備資金貸付金	8,362,263	0	8,362,263
改革推進公共投資電気通信格差是正施設整備資金貸付金	23,500,000	0	23,500,000
改革推進公共投資独立行政法人通信総合研究所施設整備資金貸付金	7,900,000	0	7,900,000
改革推進公共投資消防防災施設整備資金貸付金	1,098,536	0	1,098,536
改革推進公共投資独立行政法人消防研究所施設整備資金貸付金	495,000	0	495,000
改革推進公共投資法務省施設費	18,026,000	0	18,026,000
改革推進公共投資外務本省施設費	2,299,898	0	2,299,898
改革推進公共投資公務員宿舍施設費	10,956,309	0	10,956,309
改革推進公共投資文部科学本省施設費	1,751,824	0	1,751,824
改革推進公共投資独立行政法人国立科学博物館施設整備資金貸付金	5,258,657	0	5,258,657
改革推進公共投資公立文教施設整備資金貸付金	31,000,000	0	31,000,000
改革推進公共投資私立学校施設整備資金貸付金	4,900,000	0	4,900,000
改革推進公共投資地域先端科学技術基盤施設整備資金貸付金	2,500,000	0	2,500,000
改革推進公共投資独立行政法人物質・材料研究機構施設整備資金貸付金	8,954,358	0	8,954,358
改革推進公共投資独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備資金貸付金	5,750,000	0	5,750,000
改革推進公共投資独立行政法人防災科学技術研究所施設整備資金貸付金	8,546,409	0	8,546,409

改革推進公共投資独立行政法人航空宇宙技術研究所施設整備資金貸付金	3,439,000	0	3,439,000
改革推進公共投資社会体育施設整備資金貸付金	504,400	0	504,400
改革推進公共投資独立行政法人国立青年の家施設整備資金貸付金	524,438	0	524,438
改革推進公共投資独立行政法人国立少年自然の家施設整備資金貸付金	471,162	0	471,162
改革推進公共投資国立学校施設費	380,200,012	0	380,200,012
改革推進公共投資文化庁施設費	12,697,960	0	12,697,960
改革推進公共投資文化財保存施設整備費	1,000,000	0	1,000,000
改革推進公共投資文化財保存施設整備資金貸付金	301,620	0	301,620
改革推進公共投資厚生労働本省施設費	1,004,081	0	1,004,081
改革推進公共投資保健衛生施設整備資金貸付金	59,177,837	0	59,177,837
改革推進公共投資国立病院及療養所施設費	23,210,450	0	23,210,450
改革推進公共投資社会福祉施設整備費	99,486	0	99,486
改革推進公共投資社会福祉施設整備資金貸付金	151,299,000	0	151,299,000
改革推進公共投資防疫所施設費	258,972	0	258,972
改革推進公共投資厚生労働本省試験研究所施設費	8,550,000	0	8,550,000
改革推進公共投資国立更生保護所施設費	2,300,174	0	2,300,174
改革推進公共投資農林水産本省施設費	180,000	0	180,000
改革推進公共投資総合食料対策施設整備資金貸付金	1,138,000	0	1,138,000

改革推進公共投資卸売市場施設整備資金貸付金	400,000	0	400,000
改革推進公共投資農業生産振興施設整備資金貸付金	10,801,896	0	10,801,896
改革推進公共投資独立行政法人肥料検査所施設整備資金貸付金	635,022	0	635,022
改革推進公共投資独立行政法人農業検査所施設整備資金貸付金	2,535,149	0	2,535,149
改革推進公共投資独立行政法人家畜改良センター施設整備資金貸付金	1,699,695	0	1,699,695
改革推進公共投資農業経営対策事業資金貸付金	5,200,000	0	5,200,000
改革推進公共投資農村振興事業資金貸付金	8,450,000	0	8,450,000
改革推進公共投資農林水産業技術振興施設費	1,776,223	0	1,776,223
改革推進公共投資独立行政法人農業技術研究機構施設整備資金貸付金	8,393,866	0	8,393,866
改革推進公共投資独立行政法人農業生物資源研究所施設整備資金貸付金	4,098,235	0	4,098,235
改革推進公共投資独立行政法人農業環境技術研究所施設整備資金貸付金	959,778	0	959,778
改革推進公共投資独立行政法人農業工学研究所施設整備資金貸付金	119,945	0	119,945
改革推進公共投資独立行政法人食品総合研究所施設整備資金貸付金	283,328	0	283,328
改革推進公共投資独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備資金貸付金	958,480	0	958,480
改革推進公共投資林業振興施設整備資金貸付金	7,400,000	0	7,400,000
改革推進公共投資独立行政法人森林総合研究所施設整備資金貸付金	600,000	0	600,000

改革推進公共投資水産業振興施設整備資金貸付金	1,445,000	0	1,445,000
改革推進公共投資独立行政法人水産総合研究センター施設整備資金貸付金	3,605,423	0	3,605,423
改革推進公共投資環境調和型地域振興施設整備資金貸付金	1,750,000	0	1,750,000
改革推進公共投資地域経済活性化対策施設整備資金貸付金	3,050,000	0	3,050,000
改革推進公共投資中心市街地商業等活性化対策施設整備資金貸付金	3,200,000	0	3,200,000
改革推進公共投資独立行政法人産業技術総合研究所施設整備資金貸付金	79,300,000	0	79,300,000
改革推進公共投資中小企業対策施設整備資金貸付金	3,000,000	0	3,000,000
改革推進公共投資独立行政法人土木研究所施設整備資金貸付金	1,600,000	0	1,600,000
改革推進公共投資独立行政法人建築研究所施設整備資金貸付金	330,000	0	330,000
改革推進公共投資官庁営繕費	23,916,000	0	23,916,000
改革推進公共投資軌間可変電車研究開発施設整備資金貸付金	1,250,000	0	1,250,000
改革推進公共投資独立行政法人海上技術研究所施設整備資金貸付金	250,000	0	250,000
改革推進公共投資独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備資金貸付金	650,000	0	650,000
改革推進公共投資独立行政法人北海道開発土木研究所施設整備資金貸付金	260,000	0	260,000
改革推進公共投資国土技術政策総合研究所施設費	199,815	0	199,815
改革推進公共投資国土地理院施設費	3,397,185	0	3,397,185

改革推進公共投資氣象官署施設費	1,647,365	0	1,647,365
改革推進公共投資海上保安官署施設費	2,591,255	0	2,591,255
改革推進公共投資海上保安庁船舶建造費	5,008,380	0	5,008,380
改革推進公共投資陸運物再生利用施設整備資金貸付金	1,050,000	0	1,050,000
改革推進公共投資独立行政法人国立環境研究所施設整備資金貸付金	1,850,000	0	1,850,000
改革推進公共投資環境保全施設整備費	599,998	0	599,998
改革推進公共投資環境保全施設整備資金貸付金	1,000,000	0	1,000,000
改革推進公共投資治水事業費	220,141,000	0	220,141,000
改革推進公共投資治水事業資金貸付金	45,098,000	0	45,098,000
改革推進公共投資急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金	4,145,000	0	4,145,000
改革推進公共投資治山事業費	25,320,000	0	25,320,000
改革推進公共投資治山事業資金貸付金	17,613,000	0	17,613,000
改革推進公共投資海岸事業費	7,310,400	0	7,310,400
改革推進公共投資海岸事業資金貸付金	8,650,600	0	8,650,600
改革推進公共投資道路整備事業費	245,212,000	0	245,212,000
改革推進公共投資道路整備事業資金貸付金	165,276,000	0	165,276,000
改革推進公共投資港湾事業費	24,545,680	0	24,545,680
改革推進公共投資港湾事業資金貸付金	11,463,320	0	11,463,320
改革推進公共投資空港整備事業費	8,495,000	0	8,495,000
改革推進公共投資空港整備事業資金貸付金	39,248,000	0	39,248,000

改革推進公共投資都市鉄道・幹線鉄道整備事業資金貸付金 改革推進公共投資都市計画事業資金貸付金	23,991,000	0	23,991,000
改革推進公共投資都市計画事業資金貸付金	3,176,000	0	3,176,000
改革推進公共投資住宅建設等事業資金貸付金	31,632,000	0	31,632,000
改革推進公共投資都市環境整備事業費	52,129,000	0	52,129,000
改革推進公共投資都市環境整備事業資金貸付金	15,105,000	0	15,105,000
改革推進公共投資都市計画事業費	5,573,667	0	5,573,667
改革推進公共投資都市計画事業資金貸付金	81,934,000	0	81,934,000
改革推進公共投資水道施設整備事業資金貸付金	6,301,000	0	6,301,000
改革推進公共投資陸揚物処理施設整備事業資金貸付金	78,935,000	0	78,935,000
改革推進公共投資自然公園等事業費	1,546,000	0	1,546,000
改革推進公共投資自然公園等事業資金貸付金	421,000	0	421,000
改革推進公共投資情報通信格差是正事業資金貸付金	21,791,000	0	21,791,000
改革推進公共投資農業生産基盤整備事業費	33,000,000	0	33,000,000
改革推進公共投資農業生産基盤整備事業資金貸付金	23,818,000	0	23,818,000
改革推進公共投資農村整備事業資金貸付金	51,895,000	0	51,895,000
改革推進公共投資農地等保全事業費	7,607,000	0	7,607,000
改革推進公共投資農地等保全事業資金貸付金	18,354,000	0	18,354,000
改革推進公共投資森林保全整備事業資金貸付金	16,924,000	0	16,924,000
改革推進公共投資森林環境整備事業資金貸付金	500,000	0	500,000

改革推進公共投資水産基盤整備事業資金貸付金	3,259,000	0	3,259,000
改革推進公共投資沖繩開発事業費	9,449,000	0	9,449,000
改革推進公共投資沖繩開発事業資金貸付金	16,410,000	0	16,410,000
改革推進公共投資離島振興事業費	876,000	0	876,000
改革推進公共投資離島振興事業資金貸付金	6,403,000	0	6,403,000
改革推進公共投資北海道治水事業費	23,690,000	0	23,690,000
改革推進公共投資北海道治水事業資金貸付金	12,037,000	0	12,037,000
改革推進公共投資北海道急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金	410,000	0	410,000
改革推進公共投資北海道治山事業費	4,782,000	0	4,782,000
改革推進公共投資北海道治山事業資金貸付金	1,500,000	0	1,500,000
改革推進公共投資北海道海岸事業費	888,000	0	888,000
改革推進公共投資北海道海岸事業資金貸付金	1,627,000	0	1,627,000
改革推進公共投資北海道道路整備事業費	57,218,000	0	57,218,000
改革推進公共投資北海道道路整備事業資金貸付金	11,237,000	0	11,237,000
改革推進公共投資北海道港湾事業費	5,736,000	0	5,736,000
改革推進公共投資北海道住宅建設等事業資金貸付金	2,213,000	0	2,213,000
改革推進公共投資北海道都市環境整備事業費	6,105,000	0	6,105,000
改革推進公共投資北海道都市環境整備事業資金貸付金	944,000	0	944,000
改革推進公共投資北海道都市計画事業費	919,333	0	919,333

文部科学省	国立学校	入	他会計より受入	改革推進公共投資北海道都市計画事業資金貸付金	821,000	0	821,000
				改革推進公共投資北海道水道施設整備事業資金貸付金	58,000	0	58,000
				改革推進公共投資北海道廃棄物処理施設整備事業資金貸付金	637,000	0	637,000
				改革推進公共投資北海道農業生産基盤整備事業費	19,156,000	0	19,156,000
				改革推進公共投資北海道農業生産基盤整備事業資金貸付金	3,387,000	0	3,387,000
				改革推進公共投資北海道農村整備事業資金貸付金	4,595,000	0	4,595,000
				改革推進公共投資北海道農地等保全事業費	1,553,000	0	1,553,000
				改革推進公共投資北海道農地等保全事業資金貸付金	464,000	0	464,000
				改革推進公共投資北海道森林保全整備事業資金貸付金	1,700,000	0	1,700,000
				改革推進公共投資北海道水産基盤整備費	1,637,000	0	1,637,000
厚生労働省	国立病院	入	他会計より受入	改革推進公共投資北海道水産基盤整備事業資金貸付金	3,138,000	0	3,138,000
				補正額	2,500,029,624	0	2,500,029,624
				産業投資特別会計より受入	380,200,012	0	380,200,012
				改革推進公共投資施設整備費	380,200,012	0	380,200,012
厚生労働省	国立病院	入	他会計より受入	産業投資特別会計より受入	15,090,414	0	15,090,414
				改革推進公共投資施設整備費	15,090,414	0	15,090,414

農 林 水 産 省	療 養 所 勘 定	入 入	他 会 計 よ り 受 入	産 業 投 資 特 別 会 計 よ り 受 入 改 革 推 進 公 共 投 資 施 設 整 備 費	8,120,036	0	0	8,120,036
農 林 水 産 省	国 有 林 野 事 業 勘 定	出 入	他 会 計 よ り 受 入 地方公共団体工事費負担金収入	産 業 投 資 特 別 会 計 よ り 受 入 地方公共団体工事費負担金収入	49,700,000 49,700,000 434,000	0	0	49,700,000 49,700,000 434,000
農 林 水 産 省	国 営 土 地 改 良 事 業	入 入	他 会 計 よ り 受 入 借 入 金	産 業 投 資 特 別 会 計 よ り 受 入 借 入 金	62,679,558 62,679,558 11,300,000	0	0	62,679,558 62,679,558 11,300,000

[illegible]

治 水 勘 定 入 歳	治 水 勘 定 入 歳	出 補 正 額	改革推進公共投資街路事業資金貸付金	72,173,000	0	72,173,000
			改革推進公共投資北海道街路事業資金貸付金	3,298,000	0	3,298,000
			改革推進公共投資離島道路事業資金貸付金	458,000	0	458,000
			改革推進公共投資沖繩道路事業資金貸付金	6,781,000	0	6,781,000
			改革推進公共投資道路環境整備事業資金貸付金	6,058,000	0	6,058,000
			改革推進公共投資北海道道路環境整備事業資金貸付金	944,000	0	944,000
			改革推進公共投資沖繩道路環境整備事業資金貸付金	210,000	0	210,000
			改革推進公共投資道路事業工事諸費	35,958	0	35,958
				713,142,513	0	713,142,513
歳 入 出	歳 入 出	補 正 額	他会計より受入	270,008,399	0	270,008,399
			産業投資特別会計より受入	270,008,399	0	270,008,399
			特定多目的ダム建設工事勘定より受入	4,081	0	4,081
				4,081	0	4,081
			地方公共団体工事費負担金収入	86,382,858	0	86,382,858
				86,382,858	0	86,382,858
			電気事業者等工事費負担金収入	869,011	0	869,011
				869,011	0	869,011
			改革推進公共投資河川事業費	357,264,349	0	357,264,349
			改革推進公共投資北海道河川事業費	234,783,316	0	234,783,316
歳 入 出	歳 入 出	補 正 額	改革推進公共投資河川総合開発事業費	24,359,540	0	24,359,540
				6,286,217	0	6,286,217

[illegible]

港 灣 整 備 勘 定 入 歳	港 灣 整 備 勘 定 入 歳	他 会 計 よ り 受 入 歳	補 正 額	改革推進公共投資北海道多目的 ダム建設事業費	2,878,324	0	2,878,324
				改革推進公共投資沖繩多目的 ダム建設事業費	339,011	0	339,011
				改革推進公共投資工事諸費治 水勘定入線入	4,081	0	4,081
					46,282,670	0	46,282,670
歳 出	歳 出	他 会 計 よ り 受 入 歳	補 正 額	他 会 計 よ り 受 入	43,756,694	0	43,756,694
				港灣管理者工事費負担金収入	16,231,125	0	16,231,125
				港灣管理者工事費負担金収入	16,231,125	0	16,231,125
				改革推進公共投資港灣事業費	38,927,793	0	38,927,793
				改革推進公共投資北海道港灣 事業費	7,537,000	0	7,537,000
				改革推進公共投資沖繩港灣事 業費	800,000	0	800,000
				改革推進公共投資港灣事業資 金貸付金	11,463,320	0	11,463,320
				改革推進公共投資離島港灣事 業資金貸付金	787,000	0	787,000
				改革推進公共投資沖繩港灣事 業資金貸付金	464,000	0	464,000
				改革推進公共投資港灣事業等 工事諸費	8,706	0	8,706
都 市 開 発 資 金 融 通 入 歳	都 市 開 発 資 金 融 通 入 歳	他 会 計 よ り 受 入 歳	補 正 額	産業投資特別会計より受入	1,800,000	0	1,800,000
				改革推進公共投資都市開発資 金特別貸付金	1,800,000	0	1,800,000
					47,743,000	0	47,743,000
					47,743,000	0	47,743,000

平成十四年二月二十九日 衆議院會議録第三号 平成十三年度特別会計補正予算(特第2号)及び回復計算

出		歳出補正額		47,743,000		0		47,743,000	
産業投資特別会計より受入		改革推進公共投資空港整備事業費		4,602,000		0		4,602,000	
改革推進公共投資航空路整備事業費		改革推進公共投資空港整備事業費		3,893,000		0		3,893,000	
改革推進公共投資空港整備事業費		改革推進公共投資空港整備事業費		39,248,000		0		39,248,000	
歳出補正額		歳出補正額		47,743,000		0		47,743,000	

丙号 繰越明許費補正

所管	特別会計	事項	所管	特別会計	事項
文部科学省	国立学校	(項) 改革推進公共投資施設整備費	国土交通省	国営土地改良事業	(項) 改革推進公共投資土地改良事業費
厚生労働省	国立病院	(項) 改革推進公共投資施設整備費			改革推進公共投資北海道土地改良事業費
農林水産省	療養所	(項) 改革推進公共投資施設整備費			改革推進公共投資北海道土地改良事業費
	勘定	(項) 改革推進公共投資施設整備費			改革推進公共投資北海道土地改良事業費
	勘定	(項) 改革推進公共投資施設整備費			改革推進公共投資北海道土地改良事業費
	勘定	(項) 改革推進公共投資施設整備費			改革推進公共投資北海道土地改良事業費
	勘定	(項) 改革推進公共投資施設整備費			改革推進公共投資北海道土地改良事業費
	勘定	(項) 改革推進公共投資施設整備費			改革推進公共投資北海道土地改良事業費
	勘定	(項) 改革推進公共投資施設整備費			改革推進公共投資北海道土地改良事業費
	勘定	(項) 改革推進公共投資施設整備費			改革推進公共投資北海道土地改良事業費
	勘定	(項) 改革推進公共投資施設整備費			改革推進公共投資北海道土地改良事業費
	勘定	(項) 改革推進公共投資施設整備費			改革推進公共投資北海道土地改良事業費

治 水 勘 定	(項)	改革推進公共投資街路事業資金貸付金 改革推進公共投資北海道街路事業資金貸付金 改革推進公共投資離島道事業資金貸付金 改革推進公共投資沖繩道事業資金貸付金 改革推進公共投資道路環境整備事業資金貸付金 改革推進公共投資北海道道路環境整備事業資金貸付金 改革推進公共投資沖繩道道路環境整備事業資金貸付金 改革推進公共投資道路事業工事諸費		特定多目的ダム建設工事 勘定	(項)	改革推進公共投資砂防事業資金貸付金 改革推進公共投資北海道砂防事業資金貸付金 改革推進公共投資離島治水事業資金貸付金 改革推進公共投資沖繩治水事業資金貸付金 改革推進公共投資治水事業工事諸費
		改革推進公共投資河川事業費 改革推進公共投資北海道河川事業費 改革推進公共投資河川総合開発事業費 改革推進公共投資北海道河川総合開発事業費 改革推進公共投資砂防事業費 改革推進公共投資北海道砂防事業費 改革推進公共投資沖繩治水事業費 改革推進公共投資河川事業資金貸付金 改革推進公共投資北海道河川事業資金貸付金 改革推進公共投資河川総合開発事業資金貸付金 改革推進公共投資北海道河川総合開発事業資金貸付金				改革推進公共投資北海道事業資金貸付金 改革推進公共投資離島事業資金貸付金 改革推進公共投資沖繩事業資金貸付金 改革推進公共投資治水事業資金貸付金 改革推進公共投資多目的ダム建設事業費 改革推進公共投資北海道多目的ダム建設事業費 改革推進公共投資沖繩多目的ダム建設事業費
港 灣 整 備 勘 定	(項)	改革推進公共投資港灣事業費 改革推進公共投資北海道港灣事業費 改革推進公共投資沖繩港灣事業費 改革推進公共投資港灣事業資金貸付金 改革推進公共投資離島港灣事業資金貸付金 改革推進公共投資沖繩港灣事業資金貸付金 改革推進公共投資港灣事業等工事諸費		都市開発資金融通 準備	(項)	改革推進公共投資港灣事業資金貸付金 改革推進公共投資北海道港灣事業資金貸付金 改革推進公共投資離島港灣事業資金貸付金 改革推進公共投資沖繩港灣事業資金貸付金 改革推進公共投資港灣事業等工事諸費
		改革推進公共投資都市開発資金特別貸付金 改革推進公共投資空港整備事業費 改革推進公共投資航空路整備事業費 改革推進公共投資空港整備事業資金貸付金				改革推進公共投資都市開発資金特別貸付金 改革推進公共投資空港整備事業資金貸付金 改革推進公共投資航空路整備事業資金貸付金 改革推進公共投資空港整備事業資金貸付金

平成十四年一月二十九日 衆議院會議録第三号 平成十三年特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十三年特別会計補正予算(特第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計、産業投資特別会計及び道路整備特別会計等十一特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国債整理基金特別会計

成立予算	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正第2号	一三三、五一〇、九〇七	一二六、五一〇、九〇七
追加	二七	二、五〇〇、〇五七
修正減少	一	二、五〇〇、〇三〇
差引	二七	二七
計	一三三、五一〇、九三四	一二六、五一〇、九三四

2 産業投資特別会計

成立予算	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正第2号	二六七、一四七	二六七、一四七
追加	二、五〇〇、〇三〇	二、五〇〇、〇三〇
修正減少	二、五〇〇、〇三〇	二、五〇〇、〇三〇
差引	二、七六七、一七七	二、七六七、一七七
計	二、七六七、一七七	二、七六七、一七七

3 国立学校特別会計

成立予算	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正第2号	二、七三六、九四六	二、七三六、九四六
追加	三八〇、二〇〇	三八〇、二〇〇
修正減少	三八〇、二〇〇	三八〇、二〇〇
差引	三、一一七、一四六	三、一一七、一四六
計	三、一一七、一四六	三、一一七、一四六

4 道路整備特別会計

成立予算	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正第2号	四、四七八、一一七	四、四七八、一一七
追加	四、四七八、一一七	四、四七八、一一七
修正減少	四、四七八、一一七	四、四七八、一一七
差引	四、四七八、一一七	四、四七八、一一七
計	四、四七八、一一七	四、四七八、一一七

補正第2号

追加	七二三、一四三	七二三、一四三
修正減少	七二三、一四三	七二三、一四三
差引	五、一九一、二六〇	五、一九一、二六〇
計	五、一九一、二六〇	五、一九一、二六〇

5 空港整備特別会計

成立予算	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正第2号	四八五、〇四九	四八五、〇四九
追加	四七、七四三	四七、七四三
修正減少	四七、七四三	四七、七四三
差引	五三二、七九二	五三二、七九二
計	五三二、七九二	五三二、七九二

以上のほかに、国立病院特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、都市開発資金融通特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成十四年一月二十八日

予算委員長 津島 雄二

衆議院議長 綿貫 民輔殿

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十四年一月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

目次

- 第一章 共通関係(第一条)
- 第二章 内閣府関係(第二条—第五条)
- 第三章 総務省関係(第六条—第十条)
- 第四章 財務省関係(第十一条—第十九条)
- 第五章 文部科学省関係(第二十条—第二十八条)
- 第六章 厚生労働省関係(第二十九条—第四十三条)
- 第七章 農林水産省関係(第四十四条—第四十九条)
- 第八章 経済産業省関係(第五十条—第五十三条)
- 第九章 国土交通省関係(第五十四条—第五十六条)
- 第十章 環境省関係(第五十七条—第五十八条)

第一章 共通関係

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第一条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「融資」の下に「等」を加える。

第二条第一項中「(以下この項を)及び官公庁施設の建設等の事業(以下この項、次条及び第七条に改め、同項第二号を次のように改める。

二 国の負担又は補助を受ける公共的建設事業のうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる

社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要があるもの

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、同項第一号に係るものにあつては二十年(五年以内の据置期間を含む。)を超えない範囲内で、同項第二号に係るものにあつては五年(二年以内の据置期間を含む。)を超えない範囲内で、それぞれ別に法律で定める。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 国は、当分の間、次の各号に掲げる事業で、国が負担又は補助を行う必要があると認められるもののうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要がある公共的建設事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、当該各号に定める者に対し、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

- 一 消防の用に供する施設を整備する事業
- 二 公立の盲学校及び聾学校の幼稚園並びに幼稚園の施設を整備する事業
- 三 ライフサイエンス(生命現象の解明及びその成果の応用に関する総合的科学技术をいう。以下この号において同じ。)に関する研究開発、ライフサイエンスに関する研究開発に係る情報の収集及び解析並びにこれらの成果の普及及び活用の促進を行うための施設を整備する事業

四 農林畜水産物及び食品の流通の増進及び改善のための施設を整備する事業

五 食品循環資源(食品循環資源の再生利用

等)の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)第二条第三項の食品循環資源をいう。の有効な利用を確保するための施設を整備する事業

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

六 農林漁業の生産力の維持増進のための施設並びに農用地及び漁場を整備する事業

七 地勢等の地理的条件が悪く経済的社会的諸条件が不利な地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事業

八 都市と農山村との間の交流の促進に資する施設の整備に関する事業

九 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地地区画整理事業その他の事業を計画に基づき総合的に行う事業

十 相当規模の住宅の敷地の整備、住宅地の造成又は住宅の建設と公共の用に供する施設の整備を一体的に行う事業及びこれに付随する事業

十一 鉄道の技術の高度化に資する研究開発を行うための施設を整備する事業

十二 自然環境の保護又は健全な利用のための施設(都道府県が執行する自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第二条第六号に規定する公園事業に該当するものを除く。)を整備する事業

十三 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第二項に

規定する温室効果ガスの排出の抑制等に資する技術を用いた住宅その他の施設の普及の促進のための施設を整備する事業

地方公共団体

地方公共団体

地方公共団体

規定する温室効果ガスの排出の抑制等に資する技術を用いた住宅その他の施設の普及の促進のための施設を整備する事業

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)を超えない範囲内で政令で定める。

3 前項に定めるもののほか、第一項の国の貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に必要事項は、政令で定める。

第四条中「地方公共団体等」を「第七條及び附則第三條」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 国は、第二条の二第一項に該当する事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を同項各号に定める者に対し無利子で貸し付けた場合には、当該貸付金の対象とした事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該各号に定める者に当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

2 第二条の二第一項の規定により貸付けを受けた者が、当該貸付金について、同条第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第五条第一項中「第二条第一項第二号」の下に「又は第二条の二第一項」を加える。

第六条第二項第一号及び第二号中「第二条第一項」の下に「又は第二条の二第一項」を加え、同項に次の一号を加える。

「又は第二条の二第一項」を加える。

「又は第二条の二第一項」を加える。

「又は第二条の二第一項」を加える。

対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付する

ことにより行うものとする。

附則第九條第六項を同條第八項とし、同條第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項中「前三項」を「前各項」に、「二十年(五年)を五年(一年)に改め、同項を同條第六項とし、同條第三項の次に次の二項を加える。

4 国は、当分の間、地方公共団体に對し、公立の高等學校に係る校舍、屋内運動場及び寄宿舎の整備に関する事業で第五條第二項の規定により国がその費用について補助することが出来るもののうち社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五條第二項の規定により国が補助することが出来る金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、地方公共団体に對し、振興開発計画に基づく事業であつて、情報通信産業に係る事業場として相当数の企業に利用させるための施設(これと一体的に設置される共同利用施設を含む。)及び健康の保持増進に資することを目的として主として生物工学的方法を用いた研究開発を行うための施設を整備するもので社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第四條 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條の六第一項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律百十七号)第二條第五項の」を削り、「同法」を「民間資金等の活用による公

平成十四年一月二十九日 衆議院會議録第三号

共施設等の整備等の促進に関する法律」に改め、同條を附則第五條の七とする。

附則第五條の五を附則第五條の六とし、附則第五條の四を附則第五條の五とし、附則第五條の三の次に次の一條を加える。

第五條の四 公庫は、平成十八年三月三十一日までを限り、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法附則第三條第一項に規定する公共施設等の建設を行う選定事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律百十七号)第二條第五項に規定する選定事業者をいう。附則第五條の七において同じ。)に對し、第十九條第一項第一号の規定により当該建設に要する費用に充てる資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

(活動火山対策特別措置法の一部改正)

第五條 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改め、同項の前に見出しとして「(国の無利子貸付け等)」を付する。

2 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第十三條の規定により国がその費用について補助することが出来る施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十三條の規定により国が補助することが出来る金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則に次の四項を加える。

3 前項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二

年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、第十三條の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第三章 総務省関係

(地方財政法の一部改正)

第六條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の六の次に次の一條を加える。

(国の無利子貸付けに係る地方債の特例)

第三十三條の六の二 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、国から日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二條第一項に規定する公共的建設事業に要する費用に充てるための無利子の資金の貸付けを受ける場合に限り、当該費用のうち当該貸付けを受ける資金の額に相当する部分については、第五條

の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができる。

(消防施設強化促進法の一部改正)

第七條 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項の前に見出しとして「(国の補助の割合の特例)」を付する。

附則に次の見出し及び九項を加える。

(国の無利子貸付け等)

4 国は、当分の間、市町村に對し、第二條の規定により国がその費用について補助することが出来る第三條に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二條から第四條までの規定(これらの規定による国の補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第八項において同じ。)により国が補助することが出来る金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、市町村に對し、前項の規定による場合のほか、消防施設の購入又は設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

6 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。	条中「補助を」とあるのは「貸付けを」と、「交付申請書」とあるのは「貸付申請書」と、第六條第一項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「交付を」とあるのは「貸し付けを」と、「補助」とあるのは「貸付けの」と、同條第二項中「交付の」とあるのは「貸付けの」と、「交付した」とあるのは「貸し付けた」と、第七條中「交付」とあるのは「貸付け」と、「補助に」とあるのは「貸付けに」と読み替えるものとする。	2 国は、当分の間、前項の規定による場合のほか、都道府県に対し、地域情報流通施設整備事業につき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村の組合が行う場合にあつては当該市町村又は市町村の組合に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し市町村が補助する費用に充てる資金について当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内に充てることができる。	附則に次の一条を加える。 (国の無利子貸付け等) 第四條 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五條第五項の規定は、適用しない。
7 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。	12 第五條から第七條までの規定は、国が附則第九項の規定により補助を行う場合について準用する。この場合において、第五條中「設置しようとする」とあるのは、「設置した」と読み替えるものとする。	3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。	2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
8 国は、附則第四項の規定により市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第二條から第四條までの規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時にあっては、当該貸付金の規定の適用については、同條中「設置しようとする」とあるのは、「設置した」とする。	（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正） 第八條 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。 第二條第一項中「ものをいうの下に」。附則第三條第一項において同じを加える。 附則に次の一条を加える。 (国の無利子貸付け等) 第三條 国は、当分の間、地方公共団体に対し、地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るための施設であつて電気通信システム及びこれを設置するための建物その他の工作物からなるものの整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二條第一項第二号に該当するもの（次項において「地域情報流通施設整備事業」という。）に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。	4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。	3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
9 国は、附則第五項の規定により市町村に対し貸付けを行った場合には、第三條の規定にかかわらず、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時にあっては、当該貸付金の規定の適用については、同條中「設置しようとする」とあるのは、「設置した」とする。	（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正） 第十條 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。	5 国は、第一項又は第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時にあっては、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。	4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時にあっては、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
10 市町村が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。	（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正） 第十條 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。	6 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。	5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
11 第五條から第七條までの規定は、国が附則第四項又は第五項の規定により、無利子で貸付けを行う場合における当該無利子の貸付金について準用する。この場合において、第五	（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正） 第十條 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。	（独立行政法人通則法の一部改正） 第九條 独立行政法人通則法平成十一年法律第百三十三号の一部を次のように改正する。	（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正） 第十條 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(国の無利子貸付け等)

第七条の二 国は、当分の間、過疎地域の市町村に対し、第十一条第一項の規定により国がその経費について補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十一条第一項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。第四項において同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により過疎地域の市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第十一条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 過疎地域の市町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の

到来時に行われたものとみなす。

第四章 財務省関係

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第十一条 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項を次のように改める。

前項の規定により同項に規定する貸付けに関する経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第八条の三及び第八条の四第一項の規定の適用については、第八条の三中「次条第一項」とあるのは「次条第一項又は附則第十六条第二項」と、「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「負担金」とあるのは「負担金、森林法附則第六項、緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)附則第十一条第一項又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)附則第八條第一項の規定による無利子の貸付金の償還金」と、「同条第二項」とあるのは「森林法附則第六項、緑資源公団法附則第十一条第一項又は地すべり等防止法附則第八條第一項の規定による無利子の貸付金、次条第二項」と、「相当するもの」とあるのは「相当するもの、附則第十四条、第十五条、第十六条第一項又は第十七条の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第八条の四第一項中「金額」とあるのは「金額(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から繰入れられる金額を除く。）」とする。

附則に次の二条を加える。

第十六条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治山勘定に繰入れを行った場合においては、当該繰入金金を治山勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(次条の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から治山勘定に繰り入れるものとする。

第十七条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて治山勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残金があるときは、翌々年

度までに治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(国立病院特別会計法の一部改正)

第十二条 国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の見出し及び四項を加える。

(産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入れ等)

3 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合におけるこの会計の各勘定の歳入及び歳出については、第四条第一項中「一般会計及び積立金からの受入金」とあるのは「一般会計及び積立金からの受入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子、附則第四項及び第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、同条第二項中「一般会計及び積立金からの受入金」とあるのは「一般会計及び積立金からの受入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入

金の償還金及び利子、附則第四項及び第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

4 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金をこの会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(附則第六項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から同勘定に繰り入れるものとする。

5 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

6 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつてこの会計において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

(国営土地改良事業特別会計法の一部改正)
第十三条 国営土地改良事業特別会計法昭和三十三年法律第七十一号の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして

「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び四項を加える。

(産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入れ等)

2 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三条、第五条及び第六条第一項の規定の適用については、第三条中「第五条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「第五条又は附則第四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「一般会計への繰入金」とあるのは「一般会計への繰入金、附則第三項又は第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第五条第一項中「政令で定めるものに相当する金額」とあるのは「政令で定めるものに相当する金額(これらの金額のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から繰り入れられる金額に相当するものを除く。)」と、同条第二項中「前項の規定により」とあるのは「前項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により」と、第六条第一項中「繰り入れるものとする。」とあるのは「繰り入れるものとする。」と、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れがあつた場合の当該繰入れの金額に対応するものも、同様とする。」とする。

3 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金をこの会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(附則第五項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から同勘定に繰り入れるものとする。

4 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

5 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつてこの会計において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

(道路整備特別会計法の一部改正)
第十四条 道路整備特別会計法昭和三十三年法律第三十五号の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「附則第四項若しくは第五項の下に、道路の修繕に関する法律第三条第一項を加え、」から第八項までを「から第九項まで」に、「附則第九条第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項」を「附則第九条第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項に改め、」若しくは第九項の下に、「道路の修繕に関する法律第三条第四項を加え、」附則第十二項から第十四項までを「附則第十三項から第十五項まで」に、「又は沖縄振興開発特別措置法附則第九条第七項」を「沖縄振興開発特別措置法附則第九条第九項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項に改める。」

附則第十八項中、「同項に」を「同項に」に改め、「行う場合」の下に「又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合」を、「附則第二十項」の下に「又は第六項」を加え、「道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法を、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)に、」から第八項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法を「から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)」に、「又は沖縄振興開発特別措置法附則第九条第二項を、」沖縄振興開発特別措置法附則第九条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別

備特別措置法」に、又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項を、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項に改め、「貸付金の貸付け」の下に「並びに日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるもの」を加える。

附則第十九項中「附則第四項若しくは第五項」の下に、「道路の修繕に関する法律第三条第一項を加え、「第八項」を「第九項」に、「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項を、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項」に改める。

附則第二十項中「第九項」の下に、「道路の修繕に関する法律第三条第四項」を加え、「附則第

附則第二十五項を附則第二十八項とし、附則第二十二項から第二十四項までを三項ずつ繰り下げ、附則第二十一項の次に次の三項を加える。

活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金をこの会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(附則第二十四項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する

23 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

24 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の

活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資

第一項の規定による貸付金の」を「昭和二十九年法律第百十九号」附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十五条第一項の規定による貸付金の」に、「同項第五号中「繰入金」を「同項第七号中「繰入金」に改め、「附則第三十一項」の下に、「第三十二項、第三十三項又は第三十五項を、「へ」の繰入金」との下に、「第五条第一項第一号中」の規定による「一般会計からの

33 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰入れを行った場合においては、当該繰入金金を治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内、当

該繰入金に相当する金額(附則第三十五項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

34 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。

35 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第十六条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項を次のように改める。

20 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第六項

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律
案及び同報告書

の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第四条及び第七条第一項の適用については、第四条第一項第一号中の「の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは、又は附則第二十四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第四号中の「港湾法第五十五条の七第一項」とあるのは、港湾法第五十五条の七第一項、同法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)附則第七項又は沖繩振興開発特別措置法附則第九條第一項と、同条第二項第四号中の「港湾法第五十五条の七第一項」とあるのは「港湾法第五十五条の七第一項、同法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖繩振興開発特別措置法附則第九條第一項」と、同項第八号中の「一般会計への繰入金」とあるのは「一般会計への繰入金及び附則第二十一項、第二十二項、第二十三項又は第二十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第七條第一項中の「負担するもの」とあるのは「負担するもの(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられる金額をもつて充

てるものを除く。）」と、「事務費」とあるのは「事務費(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」とする。

附則第二十四項を附則第二十七項とし、附則第二十三項を附則第二十六項とし、附則第二十二項の次に次の三項を加える。

23 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰入れを行った場合においては、当該繰入金を港湾整備勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(附則第二十五項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、港湾整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

24 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

25 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて港湾整備勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額

は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに港湾整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(国立学校特別会計法の一部改正)

第十七条 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十五項を附則第二十九項とし、附則第二十項から第二十四項までを四項ずつ繰り下げ、附則第十九項の次に次の見出し及び四項を加える。

(産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入れ等)

20 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三条第一項中の「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子」とする。

21 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金を

この会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(附則第二十三項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から同勘定に繰り入れるものとする。

22 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

23 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつてこの会計において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

(空港整備特別会計法の一部改正)

第十八条 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「から第十一項まで」の下に「若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)附則第二一条第一項を、」行つ場合の下に「又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合」を加え、「この会計の歳入及び歳出を」第三条第一項の適用に、「第

三条第一項を」同項に改め、「第七条第五項の下に」及び第六項を、「附則第十五項の下に」第十六項、第十七項及び第十九項を加える。

附則第十五項及び第十六項中「から第十一項まで」の下に「又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二一条第一項を加える。附則に次の三項を加える。

17 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金

この会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(附則第十九項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から同勘定に繰り入れるものとする。

18 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

19 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第十九条 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 日本政策投資銀行は、平成十八年三月三十一日までを限り、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法附則第三条第一項に規定する公共施設等の建設に要する費用に充てる資金について、第二十条第一項第一号の規定により貸付けを行うときは、国からの無利子の貸付金を財源として、政令で定めるところにより、無利子で貸し付けることができる。

第五章 文部科学省関係

(文化財保護法の一部改正)

第二十条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二百一一条から第二百一十三条までを削り、第二百一十四条を第二百一一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国の無利子貸付け等)

第二百一一条 国は、当分の間、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、第三十五条第一項の規定により国がその経費について補助することができ重要な重要文化財の管理で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二一条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定め

る期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により重要文化財の所有者又は管理団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である重要文化財の管理について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 重要文化財の所有者又は管理団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

6 国が第一項の規定により無利子貸付金の貸付けを行う場合においては、第三十五条第二項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「補助の」とあるのは「貸付けの」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」と、同条第三項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」として、これらの規定を適用する。

第二百一十五条から第二百一十条までを削る。(公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の一部改正)

第二十一条 公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び八項を加える。

(国の無利子貸付け等)

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三條第一項の規定により国がその経費について補助することができ建物の改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。)第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三條第一項の規定(この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第七項において同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、前項の規定、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)附則第二項及び第三項の規定並びにスポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)附則第四項及び第五項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の高等学校(全日制の課程を含む。以下この項及び附則第八項において同じ。)の施設の整備(沖縄振興開発特別措置法(昭和四十八年法律第三十一号)第五條第二項の規定により国がその経費について補助することができる公立の高等学校の施設の整備及び活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第十三條の規定により国がその費用について補助することができる同条に規定する施設の整備を除く。)で社会資本

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律 三十八

整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 国が附則第二項の規定により無利子貸付金の貸付けを行う場合においては、第十條中「第三條第一項の補助」とあるのは、「附則第二項の貸付け」として、同条の規定を適用する。

5 附則第二項及び第三項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

6 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

7 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である建物の改築について、第三條第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 国は、附則第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公立の高等学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 地方公共団体が、附則第二項又は第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つ

た場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(へき地教育振興法の一部改正)
第二十二條 (へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び六項を加える。

(国の無利子貸付け等)

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第六條第一項の規定により国がその経費について補助する事務(第三條第二号に規定する住宅の建築及び同条第三号に規定する施設の設置に係るものに限る。附則第五項において同じ。)で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六條第一項の規定(この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第五項において同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事務に係る第六條第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

7 第七條及び第八條の規定は、附則第二項の規定により国が地方公共団体に対し貸し付けする無利子貸付金について準用する。この場合において、第七條中「交付を」とあるのは「貸付けを」と、「交付した」とあるのは「貸し付けた」と、「補助の」とあり、及び「交付の」とあるのは「貸付けの」と、「補助に」とあるのは「貸付けに」と、第八條中「交付」とあるのは「貸付け」と読み替えるものとする。

(学校給食法の一部改正)

第二十三條 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項を次のように改め、同項の前に見出しとして「(国の無利子貸付け等)」を付する。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第七條第一項の規定により国がその経費について補助することができる学校給食の開設に必要な施設の建築又は設備の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭

和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。第二項第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七條第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第六項において同じ。）により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則に次の七項を加える。

3 国は、当分の間、前項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、学校給食の実施に必要な施設の建築又は設備の整備で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七條第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 国は、附則第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 地方公共団体が、附則第二項又は第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

9 第九條の規定は、附則第二項の規定により国が地方公共団体に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、同条中「交付の」とあり、及び「補助の」とあるのは「貸付けの」と、「交付を」とあるのは「貸付けを」と、「交付した」とあるのは「貸し付けた」と、「補助に」とあるのは「貸付けに」と読み替へるものとする。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）
第二十四條 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の九項を加える。

12 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二條第一項又は附則第五項の規定により国がその経費について負担する建物の建築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二條第一項又は附則第五項の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第十七項において同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

13 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三條第一項の規定により国がその経費について補助することができ、危険校舎等の改築で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三條第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第十八項において同じ。）により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

14 国は、当分の間、前二項の規定、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）附則第二項及び第三項の規定並びにスポーツ振興法（昭和三十一年法律第四十一号）附則第四項及び第五項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の養護学校の施設の整備（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十三條の規定により国がその費用について補助することができ、同条に規定する施設の整備を除く。）で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

15 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

16 前項に定めるもののほか、附則第十二項から第十四項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

17 国は、附則第十二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である建物の建築に係る第二條第一項又は附則第五項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還に相当する金額を交付することにより行うものとする。

18 国は、附則第十三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である危険校舎等の改築について、第三條第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還に相当する金額を交付することにより行うものとする。

19 国は、附則第十四項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公立の養護学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還に相当する金額を交付することにより行うものとする。

20 地方公共団体が、附則第十二項から第十四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十五項及び第十六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

平成十四年一月二十九日 衆議院會議録第三号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法等の一部を改正する法律 三九

平成十四年一月二十九日 衆議院會議録第三号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律
案及び同報告書

四〇

(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正)

第二十五条 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項を次のように改め、同項の前に見出しとして「(国の無利子貸付け等)」を付する。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第六条の規定により国がその経費について補助することができ、夜間学校給食の開設に必要な施設の建築又は設備の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六条の規定により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則第三項及び第四項を次のように改める。

3 国は、当分の間、前項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、夜間学校給食の実施に必要な施設の建築又は設備の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還

期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第六条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 国は、附則第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 地方公共団体が、附則第二項又は第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)
第二十六条 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第九項を附則第十七項とし、附則第四項から第八項までを八項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の見出し及び八項を加える。

(国の無利子貸付け等)

4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三条第一項の規定により国がその経費について負担する建物の新築、増築又は改築で日本

電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三条第一項の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第九項において同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、前項の規定、学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)附則第二項及び第三項の規定並びにスポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)附則第四項及び第五項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校の施設の整備(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第九条第四項の規定により国がその費用について補助する同項第二号に規定する施設の設置、へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第六条第一項の規定により国がその経費について補助する同法第三条第三号に規定する施設の設置、豪雪地帯対策特別措置法(昭和二十七年法律第七十三号)第十五条第二項の規定により国がその経費について補助する同項第一号に規定する寄宿舎の新築又は増築及び活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第十三条の規定により国がその費用について補助することができ、同条に規定する施設の整備を除く。)で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸

し付けることができる。

6 国が附則第四項の規定により無利子貸付金を貸し付ける場合においては、第十条中「第三条第一項の負担」とあるのは、「附則第四項の貸付け」として、同条の規定を適用する。

7 附則第四項及び第五項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第四項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である建物の新築、増築又は改築に係る第三条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、附則第五項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公立の義務教育諸学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(スポーツ振興法の一部改正)

第二十七条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を附則第十四項とし、附則第四項から第六項までを七項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の見出し及び七項を加える。

(国の無利子貸付け等)

4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十条第一項の規定により国がその経費について補助する同項第一号又は第二号に掲げるスポーツ施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十条第一項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第八項において同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前項の規定による場合のほか、当該地方公共団体の設置する学校のスポーツ施設又は一般の利用に供するためのスポーツ施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

7 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還

期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国は、附則第四項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象であるスポーツ施設の整備に係る第二十条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 国は、附則第五項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である当該地方公共団体の設置する学校のスポーツ施設又は一般の利用に供するためのスポーツ施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(私立学校振興助成法の一部改正)
第二十八条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十四条を附則第十五条とし、附則第三条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、附則第二条の次に次の一条を加える。

(国の無利子貸付け等)
第三条 国は、当分の間、学校法人に対し、その設置する学校の施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 国は、第一項の規定により学校法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 学校法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第六章 厚生労働省関係
(地域保健法の一部改正)
第二十九条 地域保健法(昭和二十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。
附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一条を加える。

(国の無利子貸付け等)
第二条 国は、当分の間、市町村に対し、第十九条の規定により国がその費用について補助

資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により学校法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 学校法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第六章 厚生労働省関係
(地域保健法の一部改正)
第二十九条 地域保健法(昭和二十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。
附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一条を加える。

(国の無利子貸付け等)
第二条 国は、当分の間、市町村に対し、第十九条の規定により国がその費用について補助

することができ、市町村保健センターの設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

国は、第一項の規定により市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である市町村保健センターの設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

市町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(児童福祉法の一部改正)
第三十条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第五十九条の四第一項中「本条中」を削る。
第七十一条を削り、第七十二条を第七十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条 国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、第五十二条の規定により国がそ

の費用について負担する児童相談所及び児童福祉施設の設備並びに児童福祉施設の職員の養成施設の施設、修理、改造、拡張又は整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十二条の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県(第五十九条の四第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第五十六条の二第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び第九項において同じ。)に対し、第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について補助することができ、児童福祉施設の施設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県、市町村又は長期療養児童の家族が宿泊する施設の施設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条の二第三項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令

の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができ、児童福祉施設の施設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、児童家庭支援センターの新設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県又は市町村等に対し、児童の保護を行う事業又は児童の健全な育成を図る事業を目的とする施設の施設、修理、改造、拡張又は整備(第五十二条又は第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助するものを除く。)で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつては、その者に当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県、市町村又は長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童(以下「長期療養児童」という。)の療養環境の向上のために必要な事業を行う者に対し、長期療養児童の家族が宿泊する施設の施設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

前各項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で

定める期間とする。

前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に必要事項は、政令で定める。

国は、第一項の規定により都道府県又は市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第五十二条の規定による国の負担については、当該貸付けの償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

国は、第二項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第五十六条の二第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

国は、第三項から第五項までの規定により都道府県、市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

都道府県、市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者が、第一項から第五項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前三項の規定の適用につ

いては、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第七十三条及び第七十四条を削る。

(医師法の一部改正)

第三十一条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第四十四条 国は、当分の間、都道府県に対し、第十六条の二第一項に規定する病院に附属する施設のうち臨床研修を行うために必要なものの整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の病院の開設者が行う場合にあつては当該開設者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に必要事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

5 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(歯科医師法の一部改正)
第三十二条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

(歯科衛生士法の一部改正)
第三十三条 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
附則に次の五項を加える。

第四十五条 国は、当分の間、都道府県に対し、第十六条の二第一項に規定する病院又は診療所に附属する施設のうち臨床研修を行うために必要なものの整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二十一条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の病院又は診療所の開設者が行う場合にあつては当該開設者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、都道府県に対し、第十二条第二号に規定する歯科衛生士養成所の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の歯科衛生士養成所の設置者が行う場合にあつては当該設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 国は、当分の間、都道府県に対し、第十二条第二号に規定する歯科衛生士養成所の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の歯科衛生士養成所の設置者が行う場合にあつては当該設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 国は、第一項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助に

6 国は、附則第三項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である歯科衛生士養成所の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

4 国は、第一項又は第二項の規定により都道府県又は病院若しくは診療所の開設者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である病院又は診療所の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 国は、第一項又は第二項の規定により都道府県又は病院若しくは診療所の開設者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である病院又は診療所の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

平成十四年一月二十九日 衆議院会議録第三号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

より行つものとする。

6 国は、第二項の規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

2 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、身体障害者更生援護施設その他身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設の設置(第三十七条の二第一項の規定により国がその費用について負担するものを除く。)で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはそ

7 市町村又は都道府県が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

の要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に對し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

第五十二條から第五十六條までを削る。
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の
一部改正)
第三十六條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

第五十一条の十二第一項中「この条において」を削る。

附則第二項に見出しとして「〔施行期日〕」を付

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

する。

附則第二項に見出しとして「精神病患者監護法及び精神病院法の廃止」を付する。

附則第三項を次のように改め、同項の前に見

5 国は、第一項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第三十七条の二第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することに

出しとして「(国の無利子貸付け等)」を付する。

3 国は、当分の間、都道府県に対し、第十九条の十第一項の規定により国がその経費について補助する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資

本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十九条の十第一項の規定により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 国は、当分の間、都道府県又は指定都市に
対し、精神障害者社会復帰施設第五十条の
二第一項第五号に規定する精神障害者地域生
活支援センターを除く。以下この項において
同じ。において精神障害者と地域住民との交
流を深めることを目的とする設備の設置で社
会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に

4 国は、当分の間、営利を目的としない法人に對し、第十九条の第十二項の規定により國がその經費について補助することができると精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置で社會資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、

設するものにつき、当該都道府県又は指定都市が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、都道府県及び指定都市以外の精神障害者社会復帰施設の設置者が行う場合にあつては当該設置者に対し当該都道府県又は指定都市が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

て、第十九条の十第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、都道府県に対し、精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施設の整備で社会資本整備特別措置法第二十一条第一項第三号に該当するものとして

5 国は、当分の間 都道府県第五十一条の十二の規定により、都道府県が処理することとされている第五十条第一項又は第五十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)の事務を指定都市が処理する場合にあつては、当該指定都市を含む。以下この項において同じ。)に對し、第五十一条第二項の規定により国がその費用について補助することができる精神隨

る。

8 附則第三項から前項までの国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第三項から第七項までの規定による貸付金の償還方法、

害者社会復帰施設の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の精神障害者社会復帰施設の設置者が行う場合にあつては当該設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

10 国は、附則第三項の規定により都道府県に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの對象である事業に係る第十九条の十第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

11 国は、附則第四項の規定により営利を目的としない法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第十九条の十第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第五項から第七項までの規定により都道府県又は指定都市に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 都道府県、指定都市又は営利を目的としない法人が、附則第三項から第七項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（生活保護法の一部改正）

第三十七条 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の二第二項中「本条中」を削る。

附則第八項及び第九項を削り、附則第十項を附則第八項とし、同項の次に次の見出し及び二項を加える。

（国の無利子貸付け等）

9 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第七十五条第一項の規定により国がその費用について負担する保護施設の修理、改造

又は拡張で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十五条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

10 国は、当分の間、都道府県（第八十四条の二第二項の規定により、都道府県が処理することとされている第七十四条第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び附則第十四項において同じ。）に対し、第七十五条第二項の規定により国がその費用について補助することができ保護施設の修理、改造又は拡張で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県以外の保護施設の設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十五条第二項の規定（この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

11 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

附則に次の五項を加える。

12 前項に定めるもののほか、附則第九項及び第十項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

13 国は、附則第九項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第七十五条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14 国は、附則第十項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

15 市町村又は都道府県が、附則第九項又は第十項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十一項及び第十二項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

16 第七十九条の規定は、附則第九項及び第十項の規定により国が市町村又は都道府県に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、同条中「補助金又は負担金の交付を受けた保護施設」とあるのは「貸付金の貸付けを受けた保護施設」と、「交付した補助金又は負担金」とあるのは「貸し付けた貸付金」と、同条第一号中「補助金又は負担金の交付条件」とあるのは「貸付金の貸付条件」と、同条第二号中「補助金又は負担金の交付」とあるのは「貸付金の貸付け」と読み替えるものとする。

（社会福祉法の一部改正）

第三十八条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び七項を加える。

（国の無利子貸付け等）

16 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、授産施設（生活保護法第七十五条第一項又は第二項の規定により国がその費用について負担し、又は補助するものを除く。）の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合に於ては、その要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合に於ては、その者に對し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

17 国は、当分の間、指定都市等に対し、隣保館等の施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

18 国は、当分の間、都道府県に対し、隣保館等の施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、指定都市等以外の市町村に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

19 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

20 前項に定めるもののほか、附則第十六項から第十八項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

21 国は、附則第十六項から第十八項までの規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

22 都道府県又は指定都市等が、附則第十六項から第十八項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（完春防止法の一部改正）

第三十九条 完春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改め、同項の前に見出しとして「（国の無利子貸付け等）」を付する。

6 国は、当分の間、都道府県に対し、第四十条第一項の規定により国がその費用について負担する婦人相談所の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第一条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金につ

いて、予算の範囲内において、第四十条第一項の規定により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則第七項を次のように改める。

7 国は、当分の間、都道府県に対し、第四十条第二項又は第三項の規定により国がその費用について補助することができる婦人保護施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金について、市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつてはその者に對し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十条第二項又は第三項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則に次の五項を加える。

8 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第六項及び第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 国は、附則第六項の規定により都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第四十条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 国は、附則第七項の規定により都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第四十条第二項又は第三項の規定による当該貸付金に相当する

金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 都道府県が、附則第十六項又は第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（水道法の一部改正）

第四十条 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第三項中「二十年（五年）」を「五年（二年）」に改める。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第四十一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「この条において」を削る。

附則第五項を次のように改め、同項の前に見出しとして「（国の無利子貸付け等）」を付する。

5 国は、当分の間、市町村又は都道府県に對し、第二十六条第一項の規定により国がその費用について負担する知的障害者援護施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十六条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む）

む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則第六項から第十項までを次のように改める。

6 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、知的障害者援護施設その他知的障害者の福祉を図ることを目的とする施設の設置（第二十六条第一項の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつてはその者に對し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

7 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第五項及び第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第五項の規定により市町村又は都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第二十六条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、附則第六項の規定により都道府県又は指定都市等に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置につ

いて、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

附則に次の一項を加える。

11 市町村又は都道府県が、附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（老人福祉法の一部改正）

第四十二条 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を削り、附則第六条の二を附則第七条とする。

附則第八条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第八条 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第二十六条第一項の規定により国がその費用について負担する設備の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十六条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、第二十六条第三項の規定により国がその費用について補助することができる事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつては、その者に對し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、指定都市等に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置（第二十六条第三項の規定により国がその費用について補助するものを除く。次項において同じ。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、都道府県に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、指定都市等以外の市町村に對し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

5 前各項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

6 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

7 国は、第一項の規定により市町村又は都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である設備の設置に係る第二十六条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 国は、第二項から第四項までの規定により都道府県又は指定都市等に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 市町村又は都道府県が、第一項から第四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附則第九条から第十九条までを削る。

（介護保険法の一部改正）

第四十三条 介護保険法（平成九年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（国の無利子貸付け等）

第六条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、介護老人保健施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の

一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。）に對し、介護老人保健施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、第九十四条第三項第一号に掲げる医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者に對し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項又は第二項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第七章 農林水産省関係

(土地改良法の一部改正)

第四十四条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

(漁港法の一部改正)

第四十五条 漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

(森林法の一部改正)

第四十六条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

(緑資源公団法の一部改正)

第四十七条 緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

(卸売市場法の一部改正)

第四十八条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第十一条 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第七十二条第一項の規定により国がその費用について補助することができる中央卸売市場の施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第一条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十二条第一項の規定(この規定による国の補助の割合

について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県に對し、地方卸売市場の施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあってはその者に對し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である事業について、第七十二条第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(沿岸漁場整備開発法の一部改正)

第四十九条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

第八章 経済産業省関係

(工業用水道事業法の一部改正)

第五十条 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

(資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正)

第五十一条 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第二条 国は、当分の間、地方公共団体に對し、再生資源又は再生部品を利用することにより資源の有効な利用を促進するための施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該地方公共団体が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、民間事業者が行う場合にあっては当該民間事業者に對し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲

内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第五十二条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第五条 国は、当分の間、都道府県に對し、特定中心市街地における商業基盤施設又は商業施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第一条第一項第二号に該

するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、市町村、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は認定中小小売商業高度化事業者が行う場合にあっては、それらの者に對し、当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、市町村に対し、特定中心市街地における商業基盤施設又は商業施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二十一条第二号に該当するものにつき、当該市町村が自ら行う場合にあっては、その要する費用に充てる資金の一部を、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は認定中小小売商業高度化事業者が行う場合にあっては、それらの者に對し、当該市町村が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項又は第二項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定めら

れる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（新事業創出促進法の一部改正）
第五十三条 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。
附則第十六条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第十六条 国は、当分の間、地方公共団体に對し、新たな事業の創出を行う者又は新たな事業の創出を支援する事業を行う者に利用させるための施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該地方公共団体が自ら行う場合にあっては、その要する費用に充てる資金の一部を、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人が行う場合にあっては、当該法人に對し、当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付

けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第九章 国土交通省関係
（砂防法の一部改正）

第五十四条 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「府県又ハ下級公共団体を「公共団体」に改め、同条第三項中「二十年（五年）を「五年（二年）」に改め、同条第五項中「府県又ハ下級公共団体を「公共団体」に改める。

（道路の修繕に關する法律の一部改正）

第五十五条 道路の修繕に關する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「道路法（昭和二十七年法律第百八十号）に規定する道路（一般国道を除く。）を「道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）に規定する道路をいい、一般国道を除く。以下同じ。）に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第一条第一項の規定により国がその費用について補助することができ道路の修繕で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第一条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である道路の修繕について、第一条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（港灣法の一部改正）

第五十六条 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「二十年（五年）を「五年（二年）」に改め、附則第二十五項及び第二十六項中、附則第九條第六項を「附則第九條第八項」に改める。

（北海道開発のためにする港灣工事に關する法律の一部改正）

第五十七条 北海道開発のためにする港灣工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「二十年（五年）を「五年（二年）」に改める。

（公営住宅法の一部改正）

第五十八条 公営住宅法（昭和二十六年法律第百

九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「公営住宅の改良を、公営住宅の建設等(第七条第一項の規定により国がその費用を補助するものを除く。附則第十二項において同じ。)、共同施設の建設等(第七条第二項の規定により国がその費用を補助することができものを除く。附則第十二項において同じ。)」又は公営住宅若しくは共同施設の改良に改め、附則第八項中「二十年(五年)を五年(二年)に改め、附則第十二項中「公営住宅の改良を、公営住宅の建設等、共同施設の建設等又は公営住宅若しくは共同施設の改良に改める。」(道路法の一部改正)

第五十九条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「又は改築を、若しくは改築又は指定区間外の国道の修繕に改め、附則第六項中「二十年(五年)を五年(二年)に改め、附則第九項中「又は改築を、若しくは改築又は指定区間外の国道の修繕に改める。」(難島振興法の一部改正)

第六十条 難島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

6 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第九條第四項の規定により国がその費用について補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二條第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第九條第四項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助する金額に相當する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第六項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第九條第四項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

10 地方公共団体が、附則第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(鉄道軌道整備法の一部改正)

第六十一条 鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(認定又は承認を行わない鉄道)」を付する。

附則に次の見出し及び五項を加える。

(国の無利子貸付け等)

3 国は、当分の間、第三條第一項の規定にかかわらず、鉄道事業者又は地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資若しくは拠出に係る法人(以下「鉄道事業者等」という。)に對し、鉄道事業の用に供する施設の建設又は改良に關する事業で日本電信電話株式会社の株式の

売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二條第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、附則第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、附則第三項の規定により鉄道事業者等に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相當する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

7 鉄道事業者等が、附則第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(土地区画整理法の一部改正)

第六十二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「第九項を、第十項に、」附則第十項及び第十一項を、附則第十一項及び第十二項に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十四項中「第九項を、第十項に、」都市基盤整備公団又は地方公共団体を、地方公共団体又は都市基盤整備公団に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十三項を附則第十四項とし、附則第十二項を附則第十三項とし、附則第

十一項中「第九項を、第十項に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十項中「二十年(五年)」を「五年(二年)」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第九項を附則第十項とし、附則第八項中「政令で定める地方公共団体」を「地方公共団体」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

7 国は、当分の間、第三條第三項の規定による施行者に對し、前項の規定による場合のほか、土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二條第一項第一号に該當するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第六十三条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「二十年(五年)」を「五年(二年)」に改める。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)

第六十四条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「二十年(五年)」を「五年(二年)」に改める。

(都市公園法の一部改正)

第六十五条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「二十年(五年)」を「五年(二年)」に改める。

(空港整備法の一部改正)

第六十六条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「二十年(五年)」を「五年(二年)」に改める。

(海岸法の一部改正)
第六十七條 海岸法昭和三十一年法律第百一號の

の一部を次のように改正する。

附則第四項中「の負担において行なう」を「又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。第六條第二項第四号に規定する特別事業関係会計の負担において行なう)に改め、附則第六項中「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。第六條第二項第四号に規定する特別事業関係会計の負担において行なう)に改め、附則第八項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)
第六十八條 地すべり等防止法昭和三十三年法律第三十号の

の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「(第四十五條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。及び又ははばた山崩壊防止工事(以下「地すべり防止工事等」という。を削り、同條第二項中「二十年(五年)を五年(二年)に改め、同條第四項中「地すべり防止工事等」を「地すべり防止工事」に改める。

(下水道法の一部改正)
第六十九條 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の

の一部を次のように改正する。

附則第五條第二項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(住宅地区改良法の一部改正)
第七十條 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の

の一部を次のように改正する。

附則第十項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(水資源開発公団法の一部改正)
第七十一條 水資源開発公団法(昭和三十六年法律

平成十四年一月二十九日 衆議院會議録第三号

律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第三項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)
第七十二條 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十

七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「を含む」の下に。附則第二項及び第五項において同じを加える。

附則第二項を次のように改め、同項の前に見出しとして「(国の無利子貸付け等)を付する。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第十五條第二項の規定により国がその経費について補助する新築若しくは増築又は建築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第八十六号)第二條第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十五條第二項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則第三項から第五項までを次のように改める。

3 前項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に必要事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に貸し付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である新築若しくは増築又は建築に係る第十五條第二項の規定による国の補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行ふものとする。

附則に次の一項を加える。

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合、政令で定める場合を除く。における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)
第七十三條 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)
第七十四條 日本鉄道建設公団法(昭和三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第二項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(河川法の一部改正)
第七十五條 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「及び修繕を削り、附則第七項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)
第七十六條 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第六項中「地方公共団体」を「第二百二十二條第一項に規定する施行者、地方公共団体」に、「又は第二項を、から第三項まで」に、「第三項及び第四項を、第四項及び第五項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項中「又は第二項を、から第三項まで」に改め、「規定により」の下に、第百二十二條第一項に規定する施行者を加え、同項を同條第六項とし、同條第四項中「又は第二項を、から第三項まで」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「前二項を、前三項」に、「二十年(五年)を五年(二年)に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項中「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。を「社会資本整備特別措置法」に改め、同項を同條第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

国は、当分の間、第百二十二條第一項に規定する施行者に対し、市街地再開発事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)
第七十八條 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正)
第七十九條 都市公園等整備緊急措置法(昭和四

十一年法律第三号)の一部を改正する法律

案及び同報告書

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

案及び同報告書

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

案及び同報告書

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

案及び同報告書

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

案及び同報告書

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

案及び同報告書

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

案及び同報告書

平成十四年一月二十九日 衆議院會議録第三号

十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二十年(五年)を五年(二年)」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第八十条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「二十年(五年)を五年(二年)」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第八十一条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「第二項第二号に掲げる民間都市開発事業」を「次に掲げる事業」に改め、「(地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人に限る。)」を削り、同号に次のように加える。

イ 第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業として行われる都市計画法第四

条第六項の都市計画施設又は都市計画において定められた都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七條の八の二第二項第二号の施設の整備に関する事業

ロ 第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業その他の民間事業者によつて行われる同号の政令で定める都市計画施設の整備に関する事業

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

五二

る者」を「(地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人に限る。)」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項第三号中「土地区画整理法」の下に「(昭和二十九年法律第九十九号)」を加え、「(昭和四十四年法律第三十八号)」を削り、同条第四項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同条第五項中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に改める。

附則第十五条の見出し中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に改め、同条第一項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改める。

(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)

第八十二条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改め、同項の前に見出しとして「(国の無利子貸付け等)」を付する。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第十八条第二項の規定により国がその費用について補助することができ、貸付住宅の建設で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)第二

条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十八条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則に次の四項を加える。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規

定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である賃貸住宅の建設について、第十八条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第八十三条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第二条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二條第一項又は第三項第二号の規定により国がその費用について補助することができる電線共同溝の建設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二條第二項又は第三項第二号の規定(これらの規定による国の補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある

場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二條第三項第一号の規定により国がその費用について負担する地方公共団体が行う電線共同溝の建設又は改築で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二條第三項第一号の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である電線共同溝の建設又は改築について、第二十二條第二項又は第三項第二号の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である電線共同溝の建設又は改築に係る第二十二條第三項第一号の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時におい

て、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第八十四条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

（国の無利子貸付け等）

第四条 国は、当分の間、市町村に対し、第十二条第二項の規定により国がその費用について補助することができ、建築物の建替えで日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、第十二条第一項に規定する認定事業者に対し当該市町村が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十二条第二項の規定により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体にに対し、密集市街地における防災街区の整備に関する事業（前項に規定する建築物の建替えを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、民間事業者が行う場合にあっては当該民間事業者に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、当該地方公共団体が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部

を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に必要事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第十二条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により地方公共団体にに対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第八十五条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

（資金の貸付けの特例）

第二条 政府は、当分の間、指定会社に対し、第六条第一項第一号の事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第八十六条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第三条 国は、当分の間、地方公共団体にに対し、第四十一条第二項の規定により国がその費用について補助することができ、高齢者向け優良賃貸住宅の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、認定事業者に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十一条第二項の規定により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体にに対し、登録住宅の改良で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該改良を行う登録住宅の賃貸人に対し当該地方

公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に必要事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により地方公共団体にに対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第四十一条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により地方公共団体にに対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（自然公園法の一部改正）

第八十七条 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

(国の無利子貸付け等)

11 国は、当分の間、都道府県に対し、第二十六条の規定により国がその費用について補助することができ、都道府県又は市町村が自ら行う場合にあつては、その費用に充てる資金の一部を、都道府県又は市町村以外の者が行う場合にあつては、その者に対し、都道府県又は市町村が補助する費用に充てる資金の全部又は一部に改め、同条第七項中「市町村を」都道府県、市町村又はセンターに、「又は第二項を」から第三項まで、「第三項及び第四項を」第四項及び第五項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項の下に」又は第三項を加え、「市町村を」都道府県、市町村又はセンターに改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項を」から第三項までに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を」前三項に、「二十年(五年)を」五年(二年)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

12 前項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

13 前項に定めるもののほか、附則第十一項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

14 国は、附則第十一項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公園事業については、第二十六条の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

15 都道府県が、附則第十一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第十二項及び第十三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)
第八十八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次の

ように改正する。

附則第四条第二項中「市町村を」都道府県又は市町村に、「に要する費用に充てる資金の一部を」につき、都道府県又は市町村が自ら行う場合にあつては、その費用に充てる資金の一部を、都道府県又は市町村以外の者が行う場合にあつては、その者に対し、都道府県又は市町村が補助する費用に充てる資金の全部又は一部に改め、同条第七項中「市町村を」都道府県、市町村又はセンターに、「又は第二項を」から第三項まで、「第三項及び第四項を」第四項及び第五項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項の下に」又は第三項を加え、「市町村を」都道府県、市町村又はセンターに改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項を」から第三項までに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を」前三項に、「二十年(五年)を」五年(二年)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国は、当分の間、センターに対し、産業廃棄物を処理するための施設(公共下水道及び流域下水道を除く。)の建設又は改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

附則第五条第二項中「前条第五項から第七項まで」を「前条第六項から第八項まで」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)
第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十條第三項中「受けた者」の下に「(地方

公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人に限る。」を、「事業」の下に「同号ロに掲げる事業であつて」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)
第三条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三條第一項中「第三号を」第二号に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)
第四条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改める。

(地価税法の一部改正)
第五条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号中「第三号を」第二号に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)
第六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十六條の改正規定の次に次のように加える。

附則第五項中「第五十一條第一項(第一号に係る部分に限る。)」を「第五十一條第三項」に、「第五十一條第二項」を「第五十一條第四項」に改める。

第四条のうち医療法第四十二條の改正規定中「同項第三号の三」を「同項第七号」に改める。

(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第七条 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第一百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中身体障害者福祉法第四十九條の二の改正規定を次のように改める。

第五十條を次のように改める。

(更生保護の特例)
第五十條 児童福祉法第六十三條の四の規定による通知に係る児童は、第九條から第十條まで、第十一條の二、第十七條の三、第十七條の三十一、第十八條(第三項に限る。)、第十八條の二及び第三十五條から第三十八條までの規定の適用については、身体障害者とみなす。

第七条中知的障害者福祉法附則第四項から第十項までを削る改正規定を次のように改める。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とし、附則第八項中「附則第五項及び第六項」を「附則第四項及び第五項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項中「附則第五項を」附則第四項に改め、同項を附則第八項とし、附則第十項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十一項中「附則第五項又は第六項」を「附則第四項又は第五項」に改め、同項を附則第十項及び第七項に改め、同項を附則第十項とする。

理由

社会資本の整備の促進を図るため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用した国の無利子の貸付制度について整備改善を図るとともに、これに伴う財源措置その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、先般政府により策定された緊急対応プログラムにおいては、構造改革に資する重点分野に注力して社会資本の整備を行い、民間投資の創出・就業機会の増大に資し、早期執行が可能で経済への即効性が高く、緊急に実施の必要のある事業を推進することとされているところ、これらの事業の実施により、社会資本の整備の促進を図るため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用した国の無利子貸付制度の整備改善を図るとともに、これに伴う財源措置その他必要な事項を定める必要があることにかんがみ、「日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」その他関係法律について、所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 右記の無利子貸付制度について、次のとおりの見直し等を行うこととする。

(一) 公共的建設事業のうち、当該事業により生ずる収益をもって当該事業に要する費用を支弁できると認められるものに対する無利子貸付け(いわゆるA型)について、民間事業者が収益施設と併せて街路、下水道等の公共施設を整備する事業等を貸付対象に追加することとする。

(二) 公共的建設事業のうち、貸付金の償還時に国の負担又は補助を受けるものに対する無利子貸付け(いわゆるB型)について、対象事業を民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備する事業であって、緊急に実

施する必要があるものに改めるとともに、国が実施する公共的建設事業も対象に追加することとする。

(三) 民間事業者の能力を活用して国民経済の基盤の充実に資する施設の整備を行う事業等に対する無利子貸付け(いわゆるC型)について、平成十八年三月三十一日までを限り、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に規定する選定事業を貸付対象に追加することとする。

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

現下の経済情勢にかんがみ、所要の事業の実施により社会資本の整備の促進を図るため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用した国の無利子の貸付制度について整備改善を図るとともに、これに伴う財源措置その他必要な事項を定めることは、必要にしてやむを得ないものであると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

平成十三年度補正予算(第2号及び特第2号)において、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金を活用するための国債整理基金特別会計からの受入金約二兆五千億円を一般会計の歳入に計上するとともに、同額を一般会計から産業投資特別会計に繰り入れることとしており、同特別会計においては、社会資本整備勘定で、同額を歳入として計上するとともに、「改革推進公共投資」特別措置として同額を歳出に計上することとし、これらに伴い、一般会計及び各特別会計において所要の補

正を行うこととしている。
右報告する。

平成十四年一月二十八日
財務金融委員長 坂本 剛二
衆議院議長 綿貫 民輔殿

去る二十八日は、会議を開くに至らなかった。

明治三十五年三月三十一日

(第二号の発送は都合により後日となる)

発行所 東京一〇五―八四四五
二番地区虎ノ門二丁目
電話 〇三(3587) 4294
定価 本号一部
二〇〇円